国道 399号(いわき福島南陽間)改良整備促進期成同盟会規約

(目 的)

第1条 本会は、福島県いわき市から福島市及び宮城県七ヶ宿町を経て山形県南陽市に至る国道399号の改良、舗装の整備促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、「国道399号(いわき福島南陽間)改良整備促進期成同盟会」と 称す。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、起点側であるいわき市役所におく。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達するために次の事業を行う。
 - (1) 関係行政庁に対する要望、陳情
 - (2) その他の目的達成に必要なる事項

(会員)

第5条 本会の会員は、国道399号の沿線地域及びその近隣地域の市町村の長、 議長、商工会議所の長及び商工会の長、並びに賛同した者とする。

(役員及び任期)

- 第6条 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 常任理事 11名
 - (4) 監事 3名

(役員選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、会務推進のため必要な事項を決定する。
 - 4 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

- 第9条 会長は、会議を招集し、その議長となる。
 - 2 本会の会議は、総会並びに役員会とする。
 - 3 総会は、毎年1回開催し、必要があるときには臨時に開くことができる。
 - 4 総会は、事業計画及び予算、決算その他重要な事項を審議する。
 - 5 役員会は、必要のつど開催する。
 - 6 役員会は、総会に付議すべき事項及び会長において必要と認めた事項を審議する。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
 - 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

附 則

この規約は、昭和56年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年8月20日から施行する。